

## 個人情報の共同利用について

個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、同法第23条第5項第3号において、特定の者との間で個人情報を共同利用する場合、「①共同して利用する個人データの項目、②共同利用する者の範囲、③利用する者の利用目的、④個人データの管理責任者」をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているときは、共同利用者は第三者に該当しないこととされています。

当健保組合では、以下の事業について、事業主等と個人情報を共同利用しますので、個人情報保護法第23条第5項第3号で求められる事項を次のとおり公表します。

### 事業主との共同利用

事業目的および内容	①健診結果の共有による事後フォロー ②生活習慣病発症リスクが高い者に対する医療機関への受診勧奨 ③特定健診未受診者への受診勧奨 ④特定保健指導未終了者への利用勧奨 ⑤健康保険組合と事業主と共同で実施する健康経営推進のための活動
共同して利用する個人データの項目	記号・番号、氏名、生年月日、性別、受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、医療機関未受診情報（病歴等の情報は含まない）、特定健診未受診情報、特定保健指導未終了情報
共同利用する者の範囲	事業主 健康管理部門担当者、責任者 当健保組合 保健事業担当者、事務長、常務理事
利用する者の利用目的	事業主は、労働安全衛生法に基づく事後措置を行います。 当健保組合は、保健指導、リスク者への重症化予防を行います。 事業主及び当健保組合は、健保組合が行う事業（上記②～④に限る）において受診勧奨等を行います。
個人データの管理責任者	事業主 健康管理部門の責任者 当健保組合 常務理事